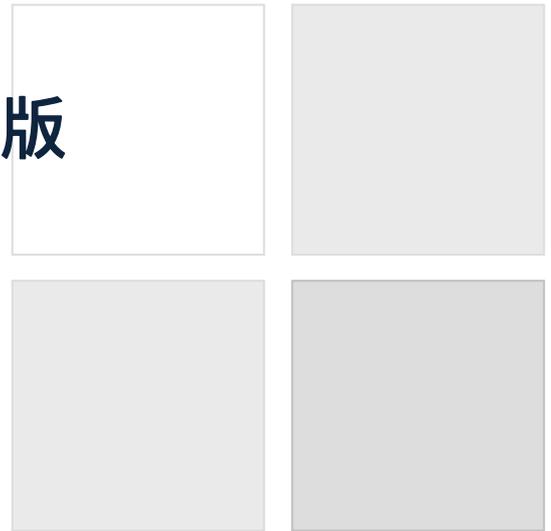


徳島市障害者計画及び 徳島市障害福祉計画

ふれあい共生プラン

概 要 版



平成 25 年 3 月

徳 島 市



1 計画策定の基本的考え方

計画策定の背景・目的

近年、我が国は、人口減少社会の到来、少子・高齢化社会の進行、情報化・グローバル化の進展など社会経済構造が急激に変化しており、障害者にかかわる環境及び法制度も大きな転換期を迎えています。

本市では、障害のある人も障害のない人も普通に生活し活動できる社会と地域の中で、その人らしく自立した生活ができるようなサービスが提供されるまちづくりを目指して、様々な施策を展開してきましたが、従来から継続する施策に加え、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえた防災体制の強化、平成 23 年 6 月に制定された障害者虐待防止法に伴う体制整備などの新たな課題にも取り組む必要があります。

こうした障害者を取り巻く環境の変化の中で、本市では、平成 21 年 3 月に策定した「徳島市障害者計画・徳島市障害福祉計画～ふれあい共生プラン～」が、見直し時期を迎えました。

本計画は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念として「共生社会」の実現に向けて、新たな「徳島市障害者計画」及び「徳島市障害福祉計画（第 3 期）」を策定するものです。

計画の性格と一体性の確保

「徳島市障害者計画」は、障害者基本法に基づき、本市における障害者のための施策に関する基本的事項を定めるものであり、今後の障害者施策について、福祉、保健・医療、教育・育成、就労、生活環境など、総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

「徳島市障害福祉計画」は、障害者自立支援法に基づき、本市における障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるよう定めるものであり、「障害者計画」の中の生活支援における障害福祉サービス等に関する“3 年間の実施計画”として位置づけられます。

このため、「障害者計画」と「障害福祉計画」は一体性が確保される必要があります。

「障害者計画」と「障害福祉計画」の関係

障害者計画

障害のある人にかかわる施策の基本方向を分野ごとに明らかにし、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

生活の経済的安定 社会福祉サービスの充実 健やかな生活の充実
住みよい環境の充実 心豊かな生活の充実

障害福祉計画

障害福祉サービス等の実施内容と種類ごとの必要な量の見込みを定め、平成26年度までの目標量、見込量の確保のための方策等を明らかにすることを目的としています。

計画の期間

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
------	------	------	------	------	------	------

障害者計画

計画期間：

平成20年度～23年度

新障害者計画

計画期間：平成24年度～29年度

障害福祉計画

第2期計画期間：

平成21年度～23年度

障害福祉計画

第3期計画期間：

平成24年度～26年度

障害福祉計画

第4期計画期間：

平成27年度～29年度

各種計画との関連

計画の策定にあたっては、「第4次徳島市総合計画～心おどる水都・とくしまを目指して～」をはじめ、他の関連計画との連携を図り、具体的方策を明らかにし、取り組むべき数値目標を示しています。

計画の進行管理

計画の推進にあたっては、施策・事業の調査・分析・評価を定期的に行い、障害福祉計画の見直しに合わせて中間評価を行うなど、計画の適正な進行管理を行うとともに、その結果を今後の計画推進に反映します。

2 計画策定体制と策定方法

本計画の策定にあたっては、障害者福祉関係者、学識経験者、当事者、公募市民等からなる、市民会議を設置するとともに、徳島市障害者自立支援協議会を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

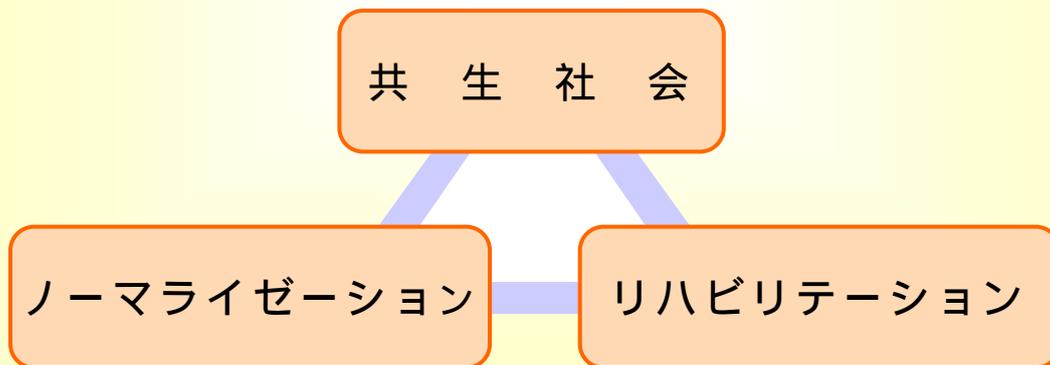
また、庁内策定体制として策定委員会を設置し、計画に盛り込む施策、サービス見込量等について検討を行いました。

さらに、アンケート調査やパブリックコメントを実施し、障害者のニーズや市民の意見の反映に努めるとともに、障害者に関する資料・データを整理分析しました。

3 計画の基本理念と視点

「障害のあるなしにかかわらず、すべての人が“ともに生きる”社会の形成ということが、障害者福祉のあり方の基本である。」との考え方を基調とし、『ノーマライゼーション』と『リハビリテーション』の基本理念のもとに、だれもが「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指します。

また、基本理念を実現するため、「社会的障壁の除去と合理的配慮の提供」、「的確なニーズ把握と利用者主体の支援」、「総合的かつ効果的な施策の推進」の3つを計画の視点とします。



視点1 社会的障壁の除去と合理的配慮の提供

障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などを含むソフト・ハード両面にわたってバリアフリー化を推進する必要があります。

視点2 的確なニーズ把握と利用者主体の支援

様々な心理的・社会的支援によって、障害者が自らの力を自覚して行動し、自分の人生の主人公となれるよう、生活や環境を構築していく必要があります。

視点3 総合的かつ効果的な施策の推進

必要な支援が、地域全体の理解・協力のもとで受けることができるよう、利用者を中心に総合的かつ効果的に支援が提供されるしくみを構築していく必要があります。

4 計画の基本課題

1 生活の経済的安定

所得を保障する各種年金・諸手当等の周知徹底を進めるとともに、雇用機会の確保と拡大による職業的自立を促進し、経済的な安定を図る必要があります。

2 社会福祉サービスの充実

障害者が自らサービスを選択し、自らの生活環境を構築する前提となる相談機能の充実や成年後見制度利用支援などの権利擁護の推進を図るとともに、社会福祉サービスの充実を図る必要があります。

3 健やかな生活の充実

保健事業の充実等により、障害の予防及び早期発見に努めるとともに、医療費の助成や障害の軽減など、ライフステージを通じた健やかな生活のサポートと、障害に応じた適切な支援を行う必要があります。

4 住みよい環境の充実

必要な支援を受けながら地域での生活を維持するための住居の確保や公共空間のバリアフリー化の推進やユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりが求められています。また、障害者の性別、年齢、障害の状態や生活の実態に応じた防災・防犯対策が必要です。

5 心豊かな生活の充実

障害者が社会の一員として、主体性を発揮し、自己実現をめざした生きがいのある生活が送れるよう、ライフステージを通じた生活の質の向上と生きがいづくりの活動に、いつでも誰でも参加できる機会が確保される必要があります。また、障害者も障害のない人もともに、心豊かな生活を享受する前提として、地域社会の全ての人々が、障害者に対する正しい理解と認識を深められるよう、啓発・広報活動や福祉教育等に取り組んでいく必要があります。

5 障害者計画の各論

基本課題	部 門	施 策
1 生活の経済的安定	1-1 制度の周知	(1)年金制度・各種手当制度の周知 (2)税制度等の周知
	1-2 就労への支援	(1)福祉的就労の支援 (2)一般就労の拡大 (3)雇用・就労の支援 (4)生業の援助
2 社会福祉サービスの充実	2-1 相談機能の充実	(1)相談支援事業の充実 (2)権利擁護の推進
	2-2 障害福祉サービスの充実	(1)訪問系サービスの充実 (2)日中活動系サービスの充実 (3)生活支援の推進 (4)適切な施設サービスの推進
3 健やかな生活の充実	3-1 健康づくりの推進	(1)障害の早期発見・早期療育の推進 (2)障害の要因となる疾病等の予防 (3)保健事業の推進 (4)スポーツ・レクリエーションの振興
	3-2 医療・障害の軽減への支援	(1)経済的負担の軽減 (2)福祉用具の普及促進と利用支援
4 住みよい環境の充実	4-1 住居の確保・改善への支援	(1)住居の確保・改善 (2)居住支援サービスの充実
	4-2 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進	(1)住宅・建築物のバリアフリー化の推進 (2)歩行空間・公共交通機関のバリアフリー化の推進
	4-3 安全安心の確保	(1)外出時の安全確保 (2)防災・防犯対策の推進
5 心豊かな生活の充実	5-1 社会参加の促進	(1)芸術・文化・余暇活動の振興 (2)生涯学習の推進 (3)参加手段の確保と参加機会の拡大 (4)情報提供の充実 (5)コミュニケーション支援の充実
	5-2 活動基盤の強化	(1)障害者団体の支援 (2)ボランティア活動の推進
	5-3 障害児支援の推進	(1)早期療育の充実 (2)障害児保育の充実 (3)特別支援教育の充実 (4)一貫した相談支援体制の整備
	5-4 啓発・広報の推進	(1)啓発・広報活動の充実 (2)福祉教育等の推進

生活の経済的安定

1 - 1 制度の周知

(1) 年金制度・各種手当制度の周知

給付漏れ等をなくし、生活基盤となる所得を保障し、障害者の生活の安定を確保するため、各種年金・諸手当制度の周知を十分に行い、該当者の制度活用を促進します。

(2) 税制度等の周知

経済的負担の軽減を図るため、様々な媒体を活用して税法上の優遇制度、交通料金の割引制度、障害者控除対象者認定書の交付制度等の周知を十分に行います。

1 - 2 就労への支援

(1) 福祉的就労の支援

一般就労の困難な障害者の就労・訓練の場として、地域活動支援センターや障害者地域共同作業所への支援を行い、福祉的就労の場の充実を図ります。

(2) 一般就労の拡大

徳島公共職業安定所や徳島障害者職業センター等との連携を図りながら、企業等の障害者の就労に対する理解を深め、障害者の能力と適性に応じた就労の場を確保します。

(3) 雇用・就労の支援

障害者の一般就労に必要な技術の習得や能力の向上を図り就労への支援を行うとともに、障害者団体への業務委託等を推進し、雇用促進や雇用の場の確保に努めます。

また、障害者優先調達推進法に基づいて、障害者就労施設等からの調達推進に取り組み、福祉的就労の工賃向上に努めます。

(4) 生業の援助

障害者が生業を営む場合において、必要な資金の貸し付け等の援助を行い、障害者の就労を支援します。

社会福祉サービスの充実

2 - 1 相談機能の充実

(1) 相談支援事業の充実

障害者やその家族が、身近なところで総合的な相談支援が受けられるとともに、障害者やその家族の生活実態に応じた障害福祉サービス等を提供するため、相談機能の充実を図ります。

また、障害者の地域生活や地域の相談支援体制をバックアップする障害者自立支援協議会の機能の充実を図るとともに、地域の相談支援体制を一層強化するため、相談支援に関する地域のセンター機能を設けます。

(2) 権利擁護の推進

判断能力が十分でない人に対して、人権や財産を守り、意思決定を支援する仕組みが必要であることから、地域において、権利擁護体制・虐待防止体制を構築するとともに、関連制度の周知を図り、利用を促進します。

また、福祉サービスの利用に際しての苦情解決についても関係機関と連携を図ります。

2 - 2 障害福祉サービスの充実

(1) 訪問系サービスの充実

障害者がある有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な訪問系サービスに係る給付を行います。

(2) 日中活動系サービスの充実

障害者がある有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な日中活動系サービスに係る給付を行います。

(3) 生活支援の推進

介護者である家族の高齢化が進むなど障害者を取り巻く生活の環境が変化している中で、障害者が地域において自立し、安定した生活を送れるよう、緊急時・災害時の対応を含め、日常生活の維持・向上に必要な支援・介護者の生活の質の向上に必要な支援を行います。

(4) 適切な施設サービスの推進

これまでの24時間を通した施設での生活から、地域と交わる暮らしへの移行を目指すという観点から施設サービスを位置づけ、適切な施設サービスを提供します。

また、やむを得ない事由があり、他に障害者本人の援助などを行うことができない場合には措置を実施し、障害者の生活と安全の確保を図ります。

健やかな生活の充実

3 - 1 健康づくりの推進

(1) 障害の早期発見・早期療育の推進

胎児、乳幼児期における障害の要因となる疾病等の予防、障害の早期発見、早期支援の重要性にかんがみ、母子保健法・発達障害者支援法などに基づいて、関係機関と連携しながら、障害の早期発見・早期療育を推進します。

(2) 障害の要因となる疾病等の予防

障害の要因となる疾病等の予防を図るため、母子保健の充実を図るとともに、母子保健法・健康増進法などを踏まえ、妊娠中から高齢期に至るまでの各種保険事業の推進を図ります。

事業の実施にあたっては、障害の特性に配慮した実施に努めます。

(3) 保健事業の推進

健康教育、健康相談等の保健事業を行うことにより、健康に関する正しい知識の普及、健康の増進、健康づくりのための意識の高揚を図るとともに、心身の機能が低下している人の機能の回復維持を図ります。

また、市民の心の健康づくりを推進するために、正しい知識の普及・啓発を図ります。

(4) スポーツ・レクリエーションの振興

障害者の自立と社会参加を促進するためには、健康の維持や体力づくりが基本となります。

近年、障害者のスポーツ・レクリエーション活動は活発になってきたものの、まだまだ十分とは言えず、障害の特性を踏まえた多様なスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

3 - 2 医療・障害の軽減への支援

(1) 経済的負担の軽減

障害者の障害の除去や軽減を図る自立支援医療（更生医療・育成医療）や、重度の障害者を対象とした重度心身障害者医療費助成制度などにより、医療費支出の経済的負担の軽減を図ります。

また、県制度である自立支援医療（精神通院医療）により、精神障害者の通院医療費の経済的負担の軽減を図ります。

(2) 福祉用具の普及促進と利用支援

補装具・日常生活用具の給付制度について周知の徹底を進め、障害を原因とする生活のしづらさを軽減し、日常生活をより安心して過ごせるように支援します。

住みよい環境の充実

4 - 1 住居の確保・改善への支援

(1) 住居の確保・改善

障害者が地域で自立した生活を送れるよう、障害者の住まいの確保、バリアフリーに対応した暮らしやすい住まいの普及・改善を推進します。

(2) 居住支援サービスの充実

施設等へ入所している障害者が、安心して地域生活へ移行できるよう、グループホーム・福祉ホーム等への利用を推進します。

4 - 2 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進

(1) 住宅、建築物のバリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、住宅・建築物のバリアフリー化を推進します。

(2) 歩行空間・公共交通機関のバリアフリー化の推進

障害者や高齢者の移動の連続性、円滑性を高めるため、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を推進します。

4 - 3 安全安心の確保

(1) 外出時の安全確保

障害者が安全かつ安心して社会参加できるように、障害者に対して、交通安全意識の啓発を行うとともに、地域のバリアフリー思想の普及を図ります。

(2) 防災、防犯対策の推進

障害者を災害と犯罪から守るため、防災・防犯体制の整備、充実を推進し、障害者の地域生活の安全安心の確保を図ります。

心豊かな生活の充実

5 - 1 社会参加の促進

(1) 芸術・文化・余暇活動の振興

障害者の芸術・文化・余暇活動を促進していくため、活動や発表の場の拡大に努めます。

(2) 生涯学習の推進

障害者が、学びたいことを見つけ、自主的に学習を続けていくことができる、きっかけとなる講座の充実や図書サービス等の充実を図ります。
また、障害者に対する正しい認識、理解を得られるよう、市民に対する生涯学習の推進に努めます。

(3) 参加手段の確保と参加機会の拡大

障害者の社会参加のために妨げとなっている移動等の問題を緩和又は解消し、社会参加の促進を図ります。

(4) 情報提供の充実

現代社会において、情報へのアクセスは基本的な権利のひとつであり、障害者の社会参加を促進するためにも、必要な情報を障害の特性に応じた適切な方法で伝えることが大切です。

障害者が円滑に情報を取得・利用し、その意思を表示し、人と意思疎通を図ることができるようにするため、情報の利用におけるバリアフリー化を推進します。

(5) コミュニケーション支援の充実

障害者が自立し、社会参加できるよう、必要な情報コミュニケーション支援体制の充実を図ります。

5 - 2 活動基盤の強化

(1) 障害者団体の支援

障害者やその家族が運営している各種団体の活動は、自立と社会参加を進める上で様々な役割を担っています。

障害者の社会参加を促進するため、障害者自らの主体性を尊重しつつ、

これらの団体の活動が活発に行われるよう、各種団体への支援と団体相互の交流活動を支援します。

(2) ボランティア活動の推進

障害者の社会参加を促進するため、様々な機会と手段を利用して、障害者や障害についての認識や理解をより一層深め、すべての人が共に支えあい、主体的に地域の活動へ参加できるよう、ボランティア団体によるボランティア活動や、NPO等による市民参加活動などの幅広い取り組みを推進していきます。

5 - 3 障害児支援の推進

(1) 早期療育の充実

保健・医療・福祉の密接な連携のもとに、障害の早期発見、相談、指導、通園・通所、さらに教育へとといった流れがスムーズに行われるよう、地域における早期療育の充実を図ります。

(2) 障害児保育の充実

障害児それぞれの能力・可能性を最大限に伸ばせるよう、保育体制の充実と保育士等の研修による資質の向上等を促進し、障害児保育の充実を図ります。

(3) 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする幼児・児童生徒が自立と社会参加による充実した人生を送れるよう、就学の奨励や、特別支援学級等必要に応じた学びの場の確保、教職員等の研修による指導力の向上を図り、それぞれの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を目指します。

(4) 一貫した相談支援体制の整備

発達障害を含めた何らかの障害のある幼児・児童生徒に対する成人期までの一貫した相談支援・発達支援・就労支援などの体制について、関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。

5 - 4 啓発・広報の推進

(1) 啓発・広報活動の充実

全ての人々が、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」とする改正障害者基本法の理念にのっとり、ノーマライゼーションとリハビリテーションが実現する共生社会を目指して、あらゆる機会を通じ、障害及び障害者に対する理解を深める啓発・広報活動の充実を図ります。

(2) 福祉教育等の推進

障害及び障害者への正しい理解を促進するため、学校教育から生涯学習までのあらゆる教育機会を通じて、福祉教育を進め意識啓発を行います。

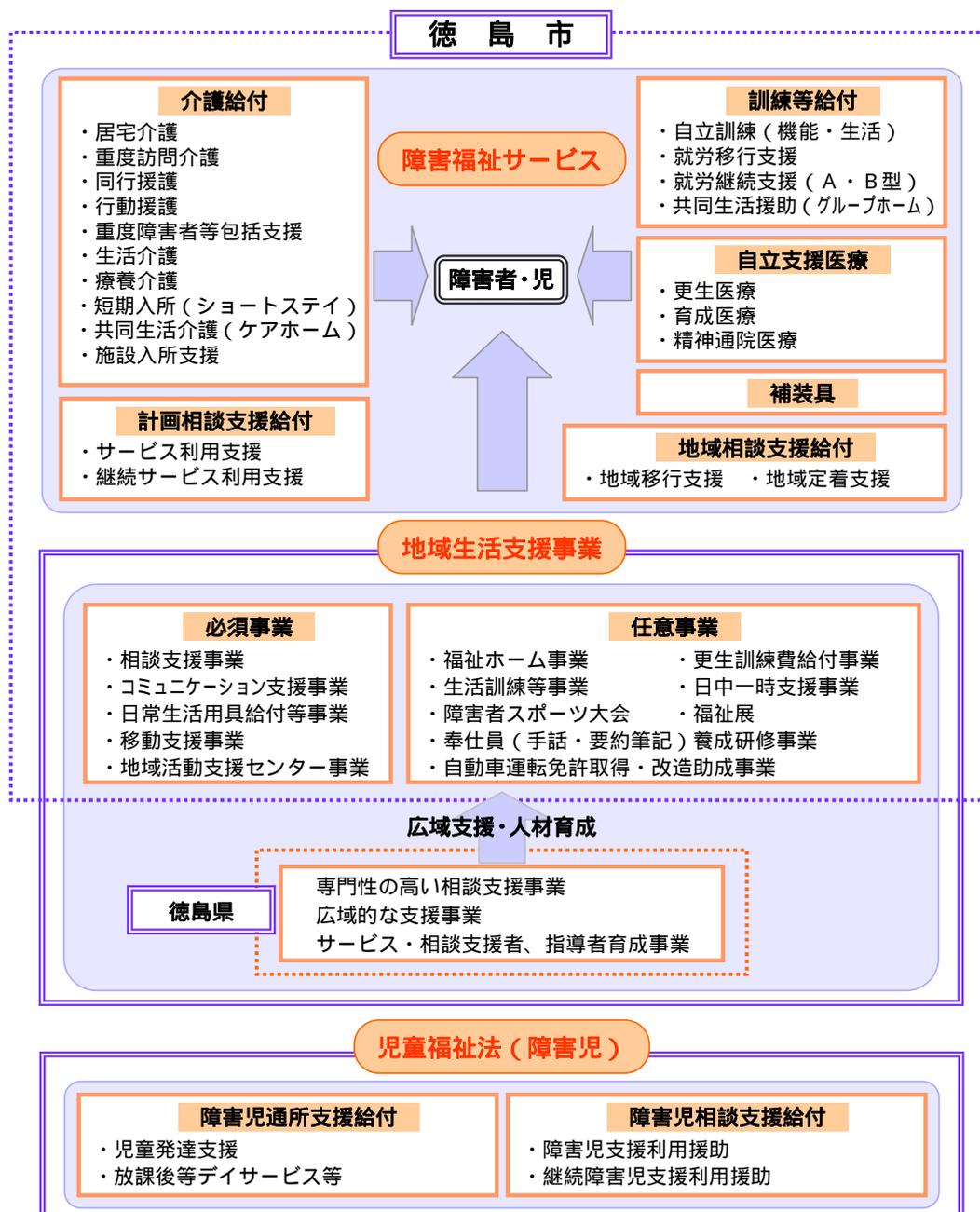
障害者計画の目標指標

基本課題	指標名	単位	平成 23 年度 実績	平成 29 年度 目標
1 生活の経済的安定	地域活動支援センターの利用人数	人	241	331
2 社会福祉サービスの充実	ホームヘルパー年間延べ派遣時間数	時間	139,201	247,543
3 健やかな生活の充実	障害者スポーツ大会の参加者数	人	350	400
4 住みよい環境の充実	グループホーム・ケアホーム・福祉ホームの利用者数	人	94	222
5 心豊かな生活の充実	福祉展の参加施設数	施設	21	26

6 障害福祉計画(第3期)

障害者自立支援法による障害福祉サービス等の体系は、個々の障害者の障害程度や生活の実情等を踏まえて、個別に支給決定が行われる障害福祉サービスと市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業で構成されています。障害者自立支援法による障害福祉サービス等の体系とは別に、障害児に対しては、児童福祉法に基づく、障害児通所支援・障害児入所支援があります。

なお、平成25年4月から施行される障害者総合支援法では、一部のサービスについて、改正等がありますが、給付体系の基本的な枠組みに変更はありません。



**徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画
概要版**

発行月 平成 25 年 3 月

発 行 徳島市

〒770-8571 徳島市幸町 2 丁目 5 番地

<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/>

編 集 保健福祉部 障害福祉課

TEL 088-621-5177 FAX 088-621-5300